

大崎事件第3次再審請求の再審開始決定に対する 特別抗告の棄却を求める要請書

最高裁判所第一小法廷
裁判長 小池 裕 殿

2018年3月12日、福岡高等裁判所宮崎支部（根本渉裁判長）は、大崎事件の第3次再審請求（請求人・原口アヤ子さん及び、原口さんの元夫で共犯者の一人とされた男性の遺族）について、原口さんらが真犯人であると認定するには合理的な疑いが残るとした鹿児島地裁の再審開始決定を支持し、検察の即時抗告を棄却しました。

原口さんは、第1次再審請求審において、2002年3月に鹿児島地裁で再審開始決定を勝ち取りました。そして、昨年6月、第3次再審請求審において鹿児島地裁で再審開始決定を勝ち取りました。しかし、いずれも検察の即時抗告によって再審開始決定は取り消されてしまいました。もし、検察が即時抗告を行わずに再審公判が開かれていれば、原口さんの人生は大きく変わったものになっていました。その意味でも今回の再審開始決定の意味は重く、原口さんが生きているうちに誤った裁判の責任を司法が償う最後の機会です。その意味においても検察には、無実の原口さんらをえん罪に陥れたこれまでの捜査と裁判への対応を厳しく反省し、速やかに再審公判に応じることが求められていました。

ところが検察は、人道的にも許されない特別抗告を最高裁に申立てました。

このことは、「公益の代表者」としての検察の責務を放棄し、検察が信頼回復のために自ら打ち立てた「検察の理念」にも反するものとして、国民からの信頼を失い、社会から批判されることはまぬがれ得ないものです。

そして、日本国憲法のもとで不利益再審が禁止され、再審制度が無辜の救済であることが今日いっそう明確になっているにもかかわらず、検察官による上訴は禁止されるべきで、国際的にもそれが常識となっています。

私たちは、原口さんらの奪われた人権を回復するため、貴裁判所が検察の特別抗告を直ちに棄却することを強く要請します。

氏 名	住 所

【送り先・問合せ】日本国民救援会鹿児島県本部、大崎事件・原口アヤ子さんの再審をめざす会
〒890-0063 鹿児島市鴨池2-14-20 ホワイトリバー102 TEL：099-298-5161

【取扱団体】